

## 第1回 広島市入札等適正化審議会概要

- 1 会議名  
平成26年度第1回広島市入札等適正化審議会
- 2 開催日時・場所  
平成26年7月18日（金） 午後2時00分～午後3時40分  
市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員名  
木村会長、足立副会長、石井委員、松田委員、緒方委員
- 4 事務局  
財政局契約部長ほか6名
- 5 説明等のため出席した職員（審議順）  
下水道局施設部管路課建設担当課長  
道路交通局都市交通部新交通担当課長  
下水道局施設部施設課工務担当課長  
都市整備局営繕部設備担当部長（事）設備課長
- 6 議題（公開，非公開の別）及び審議の概要
  - (1) 審議会の運営に関する要綱等の改正（公開）
    - ア 広島市入札等適正化審議会運営基本要綱第2条第2号に掲げる事項に係る審議に関する取扱要領
    - イ 広島市入札等適正化審議会運営基本要綱第2条第2号に掲げる事項に係る審議に関する取扱要領施行細則

事務局から要領の改正案について、説明を行った。  
改正案に対して、委員から意見はなく、原案どおり改正することとなった。
  - (2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告（平成26年1月分から3月分まで）（公開）
    - ア 工事の発注状況について
    - イ 低入札価格調査制度の運用状況について
    - ウ 指名停止措置等の運用状況について
    - オ 談合情報への対応状況について

事務局から(2)のアからウ及びオについて、取りまとめて報告を行った。  
報告に対して、委員から意見はなかった。
  - (3) 抽出事案の審議（公開）
    - ア 宇品地区下水道築造25-20号工事（政府調達協定適用工事）
    - イ 新白島駅連絡線連絡通路新設工事（その1）（条件付き一般競争入札）
    - ウ 大州雨水滞水池建設工事（その2）（条件付き一般競争入札）
    - エ 広島市永安館火葬炉（1・2・3・4号炉）通風設備等取替工事（随意契約（特命））

(3)のアからエまでについて、各工事担当課長から各々の発注した工事について説明を行い、質疑応答を行った。

- (4) 入札及び契約手続の運用状況等の報告（平成26年1月分から3月分まで）（非公開）  
エ 苦情処理の運用状況について

事務局から(4)のエについて、報告を行った。  
報告に対して、委員から意見はなかった。

- (5) 次回の審議会開催日程について  
日程については、後日調整を行い、決定することになった。

- (6) 平成26年度第2回審議会で説明を受ける工事の抽出について  
次回の会議で審議する事案の抽出は、松田委員が担当することになった。

- 7 傍聴人の人数  
傍聴者 0人

- 8 発言の要旨  
主な質疑応答は、次のとおりである。

#### 抽出事案の審議

##### ① 宇品地区下水道築造25-20号工事（政府調達協定適用工事）

Q1 入札・見積調書について、応札した1者の入札金額区分欄に「無効」と表示されているが、「無効」の理由は何か。

A1 当該応札者の入札金額が、総額失格基準を満たしていなかったことから、その入札を「無効」としたものである。

Q2 当該下水道管は、どの程度の雨量に対応できるのか。

A2 時間雨量53ミリ程度に対応できるようになり、沿線の浸水の恐れはなくなると考えている。

Q3 当該下水道管へは雨水のみ流すことになるのか。

A3 雨水のみを流すものである。

##### ② 新白島駅連絡線連絡通路新設工事（その1）（条件付き一般競争入札）

Q1 予定価格を事後公表としたことによって、応札額が予定価格を超えることがあるという理解でよいか。

A1 その理解でよい。これまで、予定価格や最低制限価格の公表時期を公告時に公表していたため、応札者の入札額はこれらの金額に誘導されることから、平成24年10月にこれらの公表時期を開札後、いわゆる事後公表としたものである。このため、応札者は自ら積算して入札額を決定するため、予定価格を超過するケースもある。

Q2 開業はいつごろの予定か。

A2 来年の春を目指している。

③ 大州雨水滞水池建設工事（その2）（条件付き一般競争入札）

Q1 応札者が1者となっている原因は何だと考えられるか。

A1 まったくの新設ではないため、施工に手間がかかることなどから、工事が敬遠されたのではないかと推測している。

Q2 入札参加条件に掲げている条件に適合する市内本店の業者数は何者と見込んでいたのか。

A2 27者程度と見込んでいた。

Q3 入札公告のその他の欄に「VE方式の試行工事」とあるが、どのようなものか。

A3 VE方式とは、予定価格2億円以上の工事を対象とし、受注者の提案を採用した場合、全体工事費の減額分の2分の1を受注者に還元する制度である。

④ 広島市永安館火葬炉（1・2・3・4号炉）通風設備等取替工事（随意契約（特命））

Q1 通風設備等の取替は何年周期で行うものか。

A1 取替工事は、平成7年に竣工して以来、初めてである。

Q2 西風新都にある新火葬場の施工は同じ業者が行っているのか。

A2 別の業者である。